

阪奈和(N³OW)5国立大学法人 公共工事入札監視委員会の設置に係る協定書

国立大学法人大阪教育大学、国立大学法人奈良教育大学、国立大学法人奈良女子大学、国立大学法人和歌山大学及び国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「連携大学」という。）は、公共工事の入札及び契約の適正化について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、連携大学が共同で阪奈和5国立大学法人公共工事入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置・運営することによって、当該業務の効率化を推進するとともに、連携大学において発注した、建設工事及び設計・コンサルティング業務について、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保することを目的とする。

（設置根拠）

第2条 委員会は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成23年8月9日閣議決定）に基づき、共同で設置する。

（組織）

第3条 委員会は委員3人以上をもって組織する。

2 委員会の組織及び運営等については、第6条に規定する阪奈和5国立大学法人入札監視委員会連絡会議が定める実施要項（以下「実施要項」という。）によるものとする。

（公表事項）

第4条 委員の氏名及び職業は公表する。

2 議事概要その他委員会の公表事項は、実施要項によるものとする。

（委員報酬等）

第5条 委員に対し、報酬及び職務を行うための費用を支給する。報酬等の額及び支給方法については、実施要項によるものとする。

（阪奈和5国立大学法人入札監視委員会連絡会議）

第6条 この協定に定めるもののほか委員会業務を円滑に実施するために必要な事項は、各大学の施設担当課長で構成される阪奈和5国立大学法人入札監視委員会連絡会議において定めるものとする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、連携大学の施設担当課が輪番により、処理する。

（協定期間）

第8条 本協定は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

2 本協定は、期間満了の2か月前までに連携大学から見直し又は解消の申出がない場合は、その後1年間有効とし、その後の期間についても同様とする。

(協定の効力の遡及)

第9条 本協定の効力は、平成26年1月1日に遡及する。

(雑則)

第10条 本協定の定めのない事項について、これを定める必要のある場合は、連携大学において協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を5通作成し、連携大学は署名及び押印の上各1通を所持するものとする。

平成26年1月1日

大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1

国立大学法人 大阪教育大学

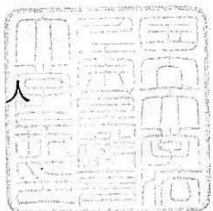
学 長 長 尾 彰 夫



奈良県奈良市高畑町

国立大学法人 奈良教育大学

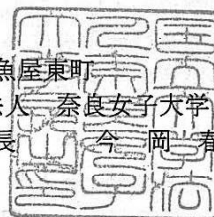
学 長 長 友 恒 人



奈良県奈良市北魚屋東町

国立大学法人 奈良女子大学

学 長 今 岡 春 樹



和歌山県和歌山市栄谷930

国立大学法人 和歌山大学

学 長 山 本 健 慈



奈良県生駒市高山町8916番地の5

国立大学法人 奈良先端科学技術大学院大学

学 長

小笠原 直毅

